

広島県選挙管理委員会告示第二十三号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十五年四月二日以降、政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年四月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
井上博之後援会	井上 博之	井上 悦子	福山市神辺町川南三二九―一
上田広後援会	元坂 實	上田 昇	東広島市高屋町造賀三五六〇―一四
うえんだ良孝後援会	安松 福三	宇田田 茂宗	尾道市吉和町四三五〇―一〇
沖也寸志後援会	平岡 眞一	平田 圭司	江田島市大柿町大原五一八―二
片川学後援会	片川 学	小林 和正	安芸郡熊野町平谷四―一―二
神川正紀後援会	神川 正紀	神川 孝紀	広島市西区高須二―二―二〇
神尾光輝後援会	神尾 光輝	松中 稔雄	大竹市小方町黒川五五八
神田隆彦後援会	川崎 初太郎	岡田 光隆	呉市焼山中央一―二―二二
國重清隆後援会	國重 清隆	松田 國登	三次市東酒屋町七九三
蔵本久後援会	蔵本 久	蔵本 久	福山市鞆町鞆一四〇―二一
くわた恭子を育てる会	桑田 恭子	桑田 稔	広島市佐伯区河内南二―三〇―二
財政再建ひろしま	桑田 恭子	桑田 稔	広島市佐伯区河内南二―三〇―二
しろま和行後援会	福岡 勝	城間 早苗	尾道市久保三―七―九
鈴木としひろ後援会	鈴木 利宏	石田 利幸	東広島市高屋町高屋東一九一六―一六

山下守後援会	宮沢喜一後援会 因島支部	丸山孝昭後援会	牧尾良二後援会	福田義人後援会	広島県民党	平山俊憲後援会	早志美男後援会	橋本英樹後援会 (絆の会)	新田隆雄後援会	南田秀夫後援会	とうとう賢司後 援会	デルタ・クラブ	丹下たくみを支 える会	田中憲次後援会	すみゆう後援会
山下守	田中啓一	宮下憲征	上川昭和	松本義治	宮部享典	渡辺正勝	早志美男	橋本英樹	新田隆雄	南田静子	藤堂賢司	松下正義	丹下工	田中憲次	鷺見侑
山下寛司	魚住敏男	谷口邦彦	沖本洋介	部谷賢尚	門田哲	見尾静登	橋川孝志	橋本英樹	新田智加子	南田潤吾	下戸成智津 子	岸田允	柴田三秀	田中憲次	鷺見宏子
東広島市高屋町溝口六七六	尾道市因島田熊町竹長四四九九	佐伯郡佐伯町玖島一一五〇	東広島市志和町志和堀三五三五一二	世羅郡世羅町津口二八三	福山市曙町六一八一九	庄原市濁川町七五七	東広島市福富町久芳甲二八六五一	広島市佐伯区八幡三二二九一七	尾道市向島町六四三二一三	安芸郡熊野町川角三二四一七	大竹市栗谷町後原五五六	三原市城町一一二五八	福山市神辺町新徳田五七九一一	廿日市市四季が丘一一二一一	東広島市八本松飯田八八二二六